厚生労働省　静岡労働局だより　2023. 11

「年収の壁・支援強化パッケージ」に係る取組みのお知らせ
静岡労働局・静岡運輸支局・関係機関が11月に実施する取組みのご案内
11月は 「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
11月は「テレワーク月間」です
安全衛生に関する優良事業場及び個人を表彰しました
障害者雇用優良中小事業主認定通知書交付式を開催しました
治療と仕事の両立支援に関するアンケートにご協力をお願いします
「働き方改革関連法　オンライン簡易セミナー」を開催！
令和６年４月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます
令和６年３月高校卒業予定者の求人倍率・就職内定状況（令和５年９月末現在）
労働災害発生状況（令和５年９月末現在）
静岡県有効求人倍率（令和５年９月）

「年収の壁・支援強化パッケージ」に係る取組みのお知らせ

「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」が新設！

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）が10月1日より新設されました。

具体的な内容としましては、労働者に社会保険を適用させる際、併せて手取り収入を減らさない取組を実施する事業主に対し、労働者１人あたり最大50万円を助成します。

また、所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合には、労働者１人あたり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）を助成します。

なお、当該助成金は、税制上「配偶者控除」等に係る助成措置ではないことにご注意ください。

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

配偶者手当見直しの手順フローチャートを公開しました！

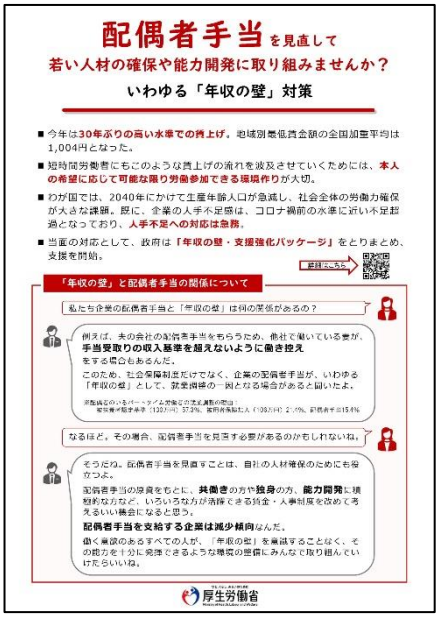

働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進める事が望まれています。

そこで、企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成しました。

ご検討の程、よろしくお願いいたします。

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html

労働局・運輸支局・関係機関が11月に実施する取組みのご案内

中小企業が、親企業などからの「しわ寄せ」により長時間労働の解消ができないなどの通報があれば、中小企業庁、公正取引委員会と連携し、その解消に取組みます。

また、11月～12月のトラックGメン集中監視月間においては、静岡運輸支局のトラックGメンと、当局の荷主特別対策担当官との連携により、問題のある荷主に対する働きかけ等を行います。

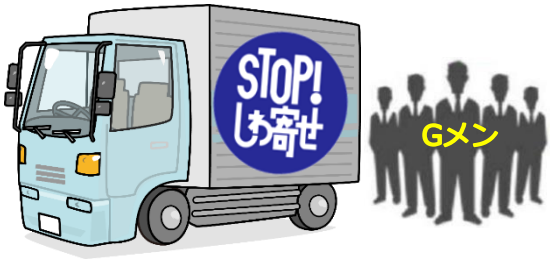

11月は 「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省・静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、全国的に労働保険適用促進活動を展開しています。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら、労働保険に加入しましょう！

- ◆ 労働保険（労災保険・雇用保険）は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。
- ◆ 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
- ◆ 労働保険の手続きを行っていない期間中に、労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

お問合せ先　労働保険徴収課　電話：054-254-6316

11月は「テレワーク月間」です

テレワーク月間実行委員会（内閣官房人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会）では、11月を「テレワーク月間」とし、テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行っています。

安全衛生に関する優良事業場及び個人を表彰しました

令和５年10月５日、グランシップで開催された県産業安全衛生大会において、安全衛生に関する取組が優秀な事業場、個人に対する表彰が行われました。

関係者の皆様、誠におめでとうございます。

厚生労働大臣奨励賞	京浜金属工業株式会社　本社　様
同功績賞	豊嶋　幹生　様

静岡労働局長優良賞	大成建設株式会社　横浜支店（令和３年度逢初川水系応急対策工事）様
	北越東洋ファイバー株式会社 静岡工場　富士工務部　様
	大河原建設株式会社　様
同奨励賞	東海明治株式会社　様

障害者雇用優良中小事業主認定通知書交付式を開催しました

障害者雇用優良中小事業主認定企業として「京丸園株式会社」（浜松市）を認定しました。
静岡県内では６社目の認定企業となりました。

障害者雇用優良中小事業主認定
京丸園株式会社（浜松市）

【愛称（もにす）の解説】
共に進む(と**もにす**すむ)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

治療と仕事の両立支援に関するアンケートにご協力をお願いします

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、静岡県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として静岡労働局及び静岡県内の中核医療機関、経営者団体、労働組合等を構成員として「静岡県地域両立支援推進チーム」を設立し、治療と仕事の両立支援の推進活動を行っています。
その活動の一環として事業主・労働者の皆様における治療と仕事の両立支援に関するアンケートを実施することとなりました。
ついては下記アンケートサイトから治療と仕事の両立支援に関するアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

アンケートサイト
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00348.htm

【アンケート・治療と仕事の両立支援のお問い合わせ先】
静岡労働局労働基準部健康安全課　TEL：０５４－２５４－６３１４

「働き方改革関連法　オンライン簡易セミナー」を開催！【Web申込受付中!!】～「パートタイム・有期雇用労働法」への対応～

働き方改革に関連する制度について、企業様のより良い職場環境づくりを応援するため、テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の簡易セミナーを開催しています。
ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

テーマ：【知って、進めていますか？「パートタイム・有期雇用労働法」への対応

開催日：令和５年11月21日（火）◆10:00～10:30

2021年4月から全面施行された「パートタイム・有期雇用労働法」ですが、自社の対応は法の内容に沿い、正社員と非正規社員とのあらゆる待遇の違いについて、合理的な説明ができますか？ポイントを解説します。

申込フォームリンク先
https://zoom.us/webinar/register/WN_w12jQh-pQBq3M0j6ldYKSA

お問い合わせ先　静岡労働局雇用環境・均等室　電話：054-252-5310

求人者及び職業紹介事業者の皆さまへ　令和６年４月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます

職業安定法施行規則が改正されました。
求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、令和６年４月１日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となります。

1　従事すべき業務の変更の範囲
2　就業の場所の変更の範囲
3　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
　（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）

※　詳細は、右記からリーフレット等をご参照ください。

【求人者用】　【職業紹介事業者用】

令和６年３月高校卒業予定者の求人倍率・就職内定状況（令和５年９月末現在）

高校生の求人倍率は3.48倍で過去最高、就職内定率は70.6%で過去３番目

令和５年9月末現在における県内高校生の求人倍率は3.48倍、就職内定率は70.6%でした。
９月末現在としては、求人倍率は過去最高、就職内定率は過去３番目となっています。
※調査開始は、平成9年3月卒以降
※令和3年3月卒業者については採用選考開始期日等の変更があったため、9月末現在の就職内定率の実績なし。

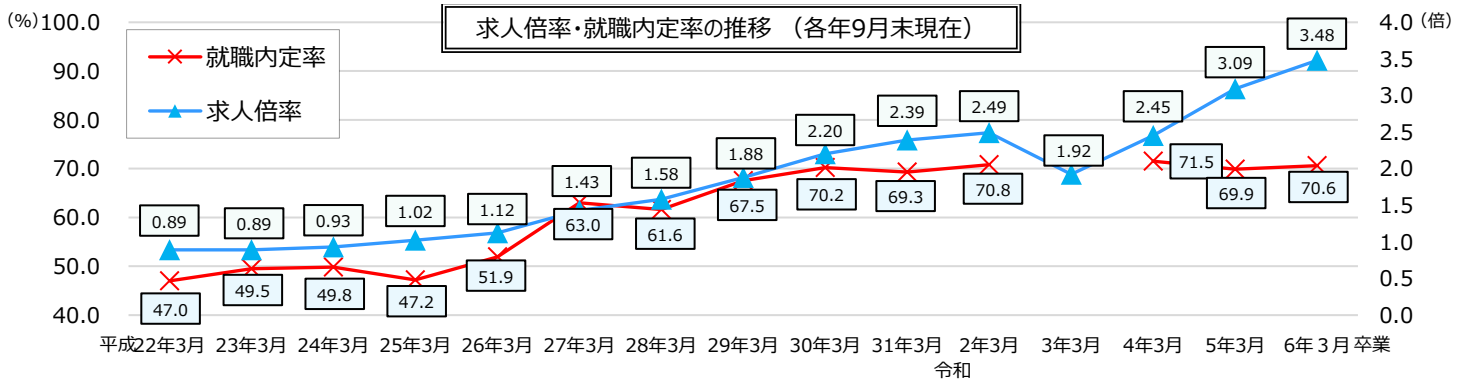

労働災害発生状況（令和５年９月末現在）

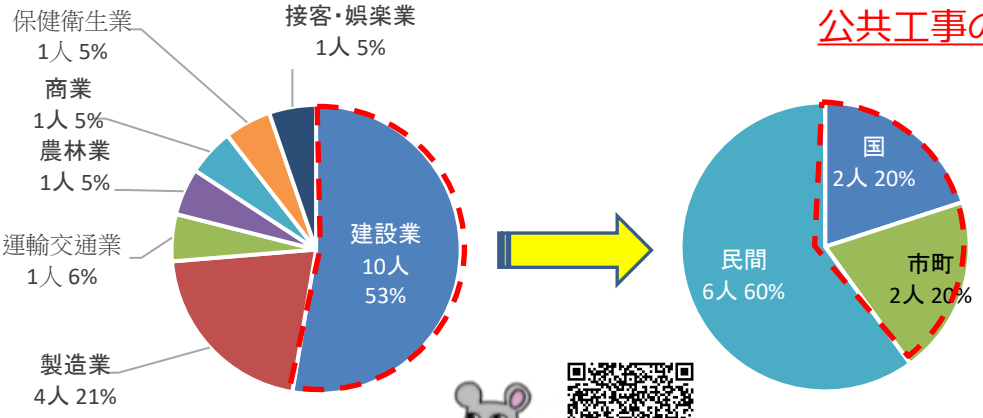

公共工事の死亡災害が多発しています

令和５年９月末現在の死亡災害は19人、うち10人が建設工事の死亡災害で、全体の約53%です。

建設工事の死亡災害を発注者別に見ていくと、国が２人、市町村が２人、民間事業者が6人で、公共機関が発注者である工事は全体の約40%です。

死亡災害発生を防止するため、静岡労働局としては、発注機関に対する要請などの取組を行っていきます。

ぬかづけ運動　検　索

静岡県有効求人倍率（令和5年９月）

＜雇用情勢の概況＞
県内の雇用情勢は、改善の動きにやや弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。
有効求人倍率（季節調整値）は1.19倍(全国34位）となり、前月を0.０１ポイント下回った。

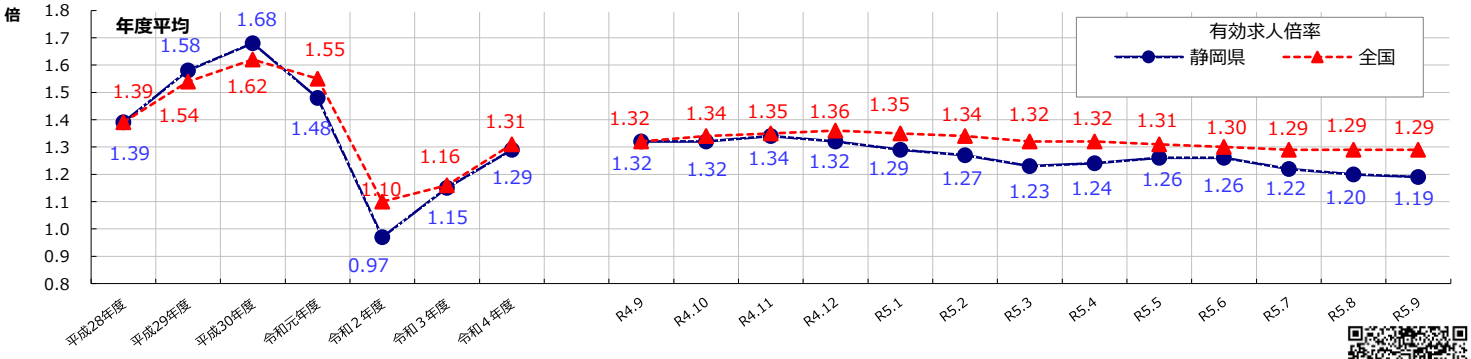

※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/toukei01_00002.html

編集/発行　静岡労働局　雇用環境・均等室
〒420-8639　静岡市葵区追手町9番50号
（静岡地方合同庁舎5階）
TEL 054-252-5310

静岡労働局HP　静岡労働局YouTube　静岡労働局 X @SZOKMHLWitter